

労働災害の約8割は、停車時に発生



停車中の危険は、すぐ側に

荷役5大災害

無人暴走
墜落・転落
フォークリフト使用時の事故
後退時の事故
荷崩れ

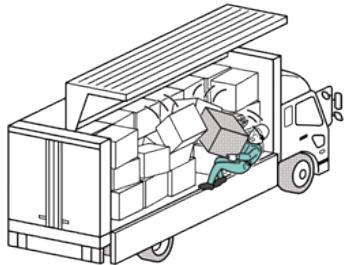
荷崩れ

労働災害(陸上貨物運送事業における死傷災害)は、約8割が荷役作業中、つまり「車両が停車している時」に発生しています。特に多くの死亡災害は「荷役5大災害(無人暴走、墜落・転落、フォークリフト使用時の事故、後退時の事故、荷崩れ)」が占めています。今回は、「荷崩れ」による災害事例および対策を紹介します。

災害例①

荷物が崩れてきて荷台から転落した

ドライバーが営業所の敷地内でトラックのウイングを開け荷物の積み込み作業中、崩れ落ちそうになった荷物を支えようとして荷台から転落した。



災害例②

角材の束が崩壊し下敷きになる

ドライバーが角材の積み付け状況を点検するため、固定しているラッシングベルトを緩めたところ、束が崩壊し角材の下敷きになった。また、ヘルメットを着用していなかったことが死亡災害につながった。



原因

●積み付け担当者が適切な積載を行っていなかった。

災害例①:ブロック積み・交互積み・ビンホイール積みなど、荷物の特性に合わせた積み付けの未実施

災害例②:角材の適切な固定・固縛の未実施

●ドライバーが荷崩れにつながりやすい荒い運転をしていた。

対策

事業者・積み付け担当者

- 安全に作業を行うための「作業手順書」を作成する。
- 荷物の固定・固縛方法に係る研修を実施する。
- 安全に積み降ろしができるよう、適正な方法で荷物を固定させる。

積み降ろし担当者(ドライバー)

- 輸送の途中で荷物の積み付け状況を点検する。
- 荷崩れにつながる“急”的付く運転をしない(急加速・急ブレーキ・急ハンドルなど)。

出典:厚生労働省「平成31年/令和元年労働災害発生状況の分析等」、厚生労働省・都道府県労働局ほか「陸上貨物運送事業における重大労働災害を防ぐために」、公益社団法人 全日本トラック協会「安全輸送のための積付け・固縛方法」